

☆お子さまが3人以上いる多子世帯の方へ☆
 ゆうあいひろばの「一時預かり事業」と
 「ファミリーサポートセンター事業」の
 利用料を補助します

1 対象となる方

宇都宮市に住所がある方で、18歳未満（18歳に到達した日が属する最初の年度末まで）のお子さまを3人以上養育している方が対象です。



2 対象事業や補助額などについて

対象事業	ゆうあいひろば一時預かり事業	ファミリーサポートセンター事業
補助対象となる利用者	18歳未満（18歳に到達した日が属する最初の年度末まで）のお子さまのうち、年長の子から数えて3番目以降のお子さまの利用が対象となります	
補助額	【ゆうあいひろば一時預かり事業】利用料の全額を補助します 【ファミリーサポートセンター事業】 提供会員に対して支払った報酬の全額を補助します。 ただし、 <u>補助対象となる利用時間はお子さま一人当たり月64時間です。</u> <u>（平成30年4月1日利用分以降）</u> <u>※利用をキャンセルした際に生じた報酬、交通費等の実費については補助対象外です。</u>	
提出するもの	・「一時預かり事業利用料補助金交付申請書」 ・「領証書（ <u>原本</u> ）」を月ごとにまとめて添付（ホチキス留め）	・「ファミリーサポートセンター事業利用料補助金交付申請書」 ・「援助活動報告書（ <u>原本</u> ）」を月ごとにまとめて添付（ホチキス留め）
申請期間	一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業を利用した日の翌月1日から1年以内 <u>※1年を経過したものは補助対象となりません。</u>	

申請書は、子ども未来課に提出してください。（複数月分をまとめて申請できます。）

- ・ 「領収証書」や「援助活動報告書」の添付がない場合は、受付できません。
- ・ 「領収証書」や「援助活動報告書」の再交付はできませんので、紛失しないようご注意ください
- ・ ご家族のうち、住民票が宇都宮市外にある方がいる場合は、子ども未来課までご連絡ください。
- ・ 申請書は市のホームページからダウンロードできます。

[トップページ](#) > [暮らし](#) > [子育て](#) > [子育ての支援](#) > [多子世帯支援事業（ゆうあいひろば）](#)

3 補助額の決定について

補助金交付申請書の受付後、内容を審査し、補助金の決定通知書を送付しますので、同封する請求書を提出してください。請求書に記載の保護者等の口座へ振り込みます。申請から支払いまで、概ね2か月かかります。

一時預かり事業およびファミリーサポートセンター事業は、一時的・臨時的な預かりを行う制度です。長時間の利用が見受けられる場合は、専門職員がご相談に伺わせていただく場合がございます。

お問い合わせ

宇都宮市役所子ども部子ども未来課 企画グループ 電話：028-632-2342